

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																				
岸和田土木事務所	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが3件あった。</p> <table border="1" data-bbox="486 575 1644 835"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府</td> <td>令和元年8月15日から同月16日まで</td> <td>380円</td> <td>1人</td> <td>令和2年4月8日</td> </tr> <tr> <td>奈良県</td> <td>令和元年11月8日</td> <td>760円</td> <td>2人</td> <td>令和2年4月8日</td> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>令和2年2月17日から同月18日まで</td> <td>1,210円</td> <td>1人</td> <td>令和2年4月8日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	大阪府	令和元年8月15日から同月16日まで	380円	1人	令和2年4月8日	奈良県	令和元年11月8日	760円	2人	令和2年4月8日	大阪府	令和2年2月17日から同月18日まで	1,210円	1人	令和2年4月8日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>所内幹部会議において、監査結果の報告を行うとともに、管外旅費の精算に遅延がないよう、所属職員に対し旅費制度の周知及び注意喚起を行った。</p> <p>今後、旅費担当者は、管外出張を行う職員に対し、速やかに精算報告を行うよう指導するとともに、旅費の未精算がないかをチェックリストにより確認の上、未精算がある場合は、当該職員へ精算処理を促すなど、法令等に基づく適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日																			
大阪府	令和元年8月15日から同月16日まで	380円	1人	令和2年4月8日																			
奈良県	令和元年11月8日	760円	2人	令和2年4月8日																			
大阪府	令和2年2月17日から同月18日まで	1,210円	1人	令和2年4月8日																			

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年10月29日）